

徳島県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年七月十四日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

29	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		徳島環状	徳島市国府町川原田字西野三 二番一地从先から 同 一番一地从先まで	五九九・八	令和五年七月十四日